時事新報

明治十九年二月十七日 水曜日
舊丙戌正月十四日 (戊、申)
(西曆一千八百八十六年)

[illegible]

時事新報

官立學校と徴兵令

[illegible] …現 …防ぐ …とみる …許わ尚 …國民 …甚ぶ …に勉 …職 …の數 [illegible]

之を憚り仮令へ徴集の適齢に達せざる者にても特に其時の來らんとするを恐れて就學中より安からざる思を爲すが故に學校の特典は即ち生徒をして安心の地位を得せしむるものなりとの說あり、此說自から道理なきにあらず徴兵の現役に服すると服せざるとに拘はらず身の安心は學問の修業に大切なるが故に文を重んずるの場合には甚だ然るべきことなれども此安心なるものが眞實に學者の身のためにのみ用を成さゞるかを吟味せざる可らず本月八日の紙上にも云へる如く徴兵適否の事は民間普通の談柄となりて中にも官公立學校の如きは其適れ場所として最も稱贊せらるゝ所のものにして丁壯の年齢に近きたる者は何學を學ぶも悉を立たるにもあらず學校の教則如何を問はず教師の人物如何を論ぜず唯其學校が官立公立とあれば爭ふて之に群集するのみ甚だしきは從前私立學校にてありしものも徴兵令を利用して學校の繁昌を僥倖せんとし俄に口實を設けて官公立の體裁に改め以て徴兵適れの少年を招き入るゝものあり斯る次第なれば當初政府にて天下の文を重んじて學生に安心の地位を得せしむるの精神は誠に優しきものありと雖どもそれ賜は目指す者の手に入るよりも寧ろ横合より出たる狡猾兒のために掠め去らるゝに異ならざるなり。以上は尚ほ忍ぶべしとするも愛に忍ぶ可らざるは近年各地方の困難は古來未曾有のことにして納税のために破産する者さへ少なからず而して今學校費の出處を尋ねれば或は地方稅と云ひ協議費と稱すと雖ども人民の身に於ては矢張り租稅に異ならずして其出す所の一錢一厘も俗に所謂血の涙ある其金を以て學校を維持保存する其學校に入る者は徴兵適れのためなりとは我輩の一片の微心、天下の公衆と共に之を惡み幾千百の學生中仮令へ一名たりとも斯る狡猾兒は之を摘發して損けんとするところ欲する所なれども他人の心術は我視力の達する所に非ず唯事の成跡に於て徴兵入校の日に多きを見るのみ入校多ければ學校の組織を廣大にせざる可らず其組織廣大なれば其費用も亦増加せざるを得ず而して其費用の出處は唯貧民の膏血あるのみ斷腸に堪へざるあり

官報

○勅令

依願免元老院議官(二月十五日内閣) 元老院議官兼式部長官 從四位 鍋島直大

非職島根縣周吉穩地海士知夫郡長 高島士駿

免本官(同)

位記返上致スヘシ(同) 從七位 高島士駿

自今月俸七十圓下賜(同) 鎌倉宮宮司 水會源太郎

自今月俸五十圓下賜(同) 山口縣警部長 高尾[illegible]明

月俸六十圓下賜(同) 京都府紀伊郡長 荒井公木

和歌山縣和歌山區長 長屋喜彌太

依願御用掛被免(二月十三日) 農商務省御用掛准奏任 [illegible]

○檢疫施行 德島縣虎列剌流行に付き該地方より來る船舶は兵庫縣三原郡阿那賀浦及和田岬に於て去る九日より檢疫を施行す(兵庫縣報告)●德島縣に於て虎列剌流行せるに付き高知縣安藝郡甲ノ浦港及香川[illegible]郡浦戸港に於て該地より來る船舶に對し檢疫を施行す(高知縣報告)

○虎列剌患者 大阪府虎列剌患者は去る三日より同九日迄新患八人内死亡五人(大阪府報告)●德島縣虎列剌患者は去る十二日午後一時より同十四日迄名東郡に一人勝浦郡に六人新患死亡十五人那賀郡に七人死亡四人なり(德島縣報告)

(以上三件本年二月十六日官報)

○通貨の事歴(前の續き)

之ヲ舊記(貨幣秘錄大藏省藏書寫本)ニ徴スルニ天保十四年癸卯八月十七日當政府ノ調査ニ據レハ此日世上通用ノ寶貨五兩判、天保小判、一分判、一朱金、天保大判、一分銀ノ六種ヲ合計シテ凡千五百十五萬三千八百二兩此ノ他古金銀(當時法制上ニ於テハ通用停止ニ係ル者)ノ世上ニ存スル者古金貨凡九百五十三萬八千八百八十五兩古銀貨凡二百五十一萬八千五百九十七兩餘ト古丁銀古豆板銀凡二十三萬七千九百九十五貫四百目餘ニ居レリト云フ

本文引用スル所ノ舊記貨幣秘錄ニ當時貨政紊亂ノ弊ヲ記シテ曰ク

金銀吹替ニ付テハ出目納(出目納トハ改鑄ノ際ニ生スル所ノ益金ヲ政府ノ所得ニ納入セラル、義ナリ)ト文政年度以來御益納ト唱ヘ來レリ是小人ノ上下ヲ欺罔スル僻事ナリ其品位ヲ貶シ其輕重ヲ損シ其數ヲ細シテ之ヲ益ト云フヘケンヤ假令ヘハ一石ノ米ヲ一斗ツヽ十口ニ分ケ其各口ニ粃糠ヲ九斗ツヽ加ヘテ一口各一石ト云ヒ十石ニ充タシメ(即チ十石ト爲シ)之ヲ九分ノ益アリト云フカ如シ況ヤ屢々改鑄スレハ其度毎ニ吹欠ト稱シテ消耗セラルヽ者移カラス其實損アリテ益アル事ナシ故ニ元文以前ハ益納ト唱ヘシコトヲ聞カス今左ニ天保三年ヨリ同十三年迄十一箇年ノ間各歲出目納即益納ノ名ヲ以テ政府ニ納メタル金員ヲ列載ス

天保三年	三九四、二〇〇兩餘
天保四年	五四〇、〇〇〇兩餘
同五年	四七〇、五九六餘
同六年	六〇〇、〇〇〇餘
同七年	四九九、八四四餘
同八年	六二九、二六三餘
同九年	一、〇七五、九五〇餘
同十年	六九四、七四五餘
同十一年	九九七、〇〇〇餘
同十二年	一、一五五、〇〇〇餘
同十三年	五〇一、四四五餘
右十一箇年 一箇年平均	五五八、〇四三餘
通計	七、六八七、〇九四兩餘

右ニ記スル所ヲ以テ見レハ此ノ益ハ當時貨幣改鑄ノ正經的ノ物ニ非スシテ前ニモ述ヘタル如ク朝四暮三ノ術數ヲ出ス者ナリ[illegible]

[illegible]

(本年二月十三日寄稿)

(未完)

○靜岡通信 [illegible]

[illegible]